

第2章 基本的な考え方

I 守口市が取り組む意義

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、自然災害の脅威と、それに対する脆弱性を再認識させ、守口市においても様々な取り組みを進めてきたが、平成23年3月に発生した東日本大震災では、それまでの知見をはるかに超える被害が発生し、地震災害に対する、わが国の社会システムがまだまだ脆弱であることが明らかとなった。

また、近年、全国的にも1時間降水量50ミリ以上(非常に激しい雨)や80ミリ以上(猛烈な雨)の短時間強雨の観測頻度が増加しており、府内においても、計画対象降雨¹を上回る豪雨により、都市機能や資産が集中する市街地における浸水被害が発生するなど、気候変動に伴う災害リスクの増大が危惧されている。

国は、このような自然の猛威に正面から向き合い、大規模自然災害等から国民の生命、身体、財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るとして、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を公布・施行し、平成26年6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。

地方公共団体においても、基本計画と調和する形で基本法に基づく「国土強靱化地域計画」を策定することにより、大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災、迅速な復旧復興に資する施策等を総合的に推進することが推奨されている。

これまで、わが国では効率性を優先し、社会的経済的機能を都市部に集積させてきたため、ヒト・モノ・カネが集中している大都市で災害が発生した際には、混乱や被害が深刻な状況に陥ると懸念される。なかでも、守口市は沖積低地が広がる地形、残存する密集市街地を有していることに加え、民間家屋、公共施設の老朽化などによる脆弱性を抱えている。

こういった状況を踏まえ、災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った社会づくりを考えていく必要がある。いかなる事態が発生しても人命を守るとともに、都市・社会が機能不全に陥らない経済社会

¹ 計画対象降雨・・・河川(治水)計画を立案する上で設定する降雨量、降雨時間の想定値

のシステムを確保する観点から、起きてはならない最悪の事態を想定のうえ、これらの事態を確実に回避するため、既存の地震対策や風水害対策を総点検し、漏れがないよう体系的に整理を行った。そのうえで、これらの取組みを推進するため、守口市強靱化地域計画(以下、「本計画」という。)として、取りまとめることとした。

Ⅱ 基本的な方針

(1) 計画の位置づけ

本計画は、市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に関する市の計画等の指針となるべきものとして策定する。

(2) 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標とする。

(3) 対象とする災害(リスク)

市に影響を及ぼす災害(リスク)としては、幅広い事象が想定されるが、南海トラフ巨大地震が遠くない将来に発生する可能性があるとの予測や短時間強雨の観測頻度の増加等がある。

このため、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、市域の広域な範囲に甚大な被害をもたらすこと、府の計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においては大規模自然災害(地震、風水害(台風・豪雨))を対象とする。

(4) 計画の期間

本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにするため、令和11(2029)年度までを見据えて策定することとする。

また、今後の社会経済情勢等の変化や関連施策の推進状況等を踏まえつつ、概ね5年後に見直すこととする。